

船舶インシデント調査報告書

令和2年9月16日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和2年3月21日 07時15分ごろ
発生場所	関西国際空港南西方沖 大阪府関西国際空港沖H灯標から真方位146°580m付近 （概位 北緯34°24.9′ 東経135°13.2′）
インシデントの概要	漁船健生丸は、操業中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年3月23日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 健生丸、9.1トン OS2-1529（漁船登録番号）、個人所有 ディーゼル機関、船内機、出力48kW（動力漁船登録票による）、 昭和60年1月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、えい網しながら航行中、突然、主機が停止した。 船長は、主機の燃料油供給システムを点検したところ、燃料油が主機に供給されていないことが分かったが、復旧させることができず、付近を哨戒中の巡視艇にえい航されて出航地に戻った。 本船は、機関整備会社が点検し、燃料油タンクの取出し弁が閉塞して燃料油の供給が途絶えていたことが判明した。
分析	本船は、航行中、燃料油タンクの取出し弁が閉塞し、主機へ燃料油が供給されず、主機の運転ができなくなって運航不能となったものと考えられるが、船長より十分な口述を得られず、同弁が閉塞した経緯等を明らかにすることができなかった。
原因	本インシデントは、本船が、航行中、燃料油タンクの取出し弁が閉塞したため、主機へ燃料油が供給されず、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・主機が燃料油供給不能により始動できない場合、燃料油タンクから主機までの燃料油配管系統にある弁、こし器、付属装置等を点

検して燃料油の供給状態を確認すること。

- ・ 船長または船舶所有者は、燃料タンクの内部を定期的に点検し、必要に応じて掃除すること。